

積算基準	土木
現場中間検査	不要
工場等派遣中間検査	不要
樹木保険加入	不要

工 事 設 計 書

事業年度	令和 8年度				
設計年月	令和 年 月				
予算科目	款	項	目	節	
工事場所	京都市山科区東野八反畑町地内				
路線名又は河川名等					
工事名	妙見道横断歩道橋撤去工事				
工期	契約日の翌日から令和 9年 1月29日まで				
事業課(所)名	東部土木みどり事務所	単価使用年月	令和 年 月		
工事番号		歩掛適用年月	令和 年 月		
変更回数		基準適用年月	令和 年 月		
主工種		単価地区			
前払金支出		調整区分			

京都市 建設局

チェック欄
<input type="checkbox"/>

工事概要

工事延長				m	40
横断歩道橋撤去	橋	1	舗装工	m2	58.1
排水施設工	式	1	縁石工	m	12.6
区画線工	式	1	信号設備工	式	1

施工理由

本工事は一般市道外環状線に架かる妙見道横断歩道橋について、社会情勢とともに利用者が少なくなっている中、経年による施設の老朽化や景観面の課題を抱えていることを踏まえ、撤去するものである。

		設計額		請負額	
		金額	増減額	金額	増減額
工	事	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
内	工事価格	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
訳	消費税相当額	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
支	給品費	前回	円	円	円
		今回	円	円	円

京都市 建設局

積算参考資料（間接費補正一覧）

単価使用年月	2026年3月	
歩掛適用年月	2026年3月	
基準適用年月	2026年3月	
単価地区	2601: I地区	
調整区分	本附帯工事	
共通仮設費（率計上）		
主たる工種	13:道路維持工事	
施工地域等補正	大都市（2）	1.5
ICT施工補正	補正なし	1.0
週休2日補正	補正なし	1.00
現場管理費		
施工地域等補正	大都市（2）	1.2
ICT施工補正	補正なし	1.0
週休2日補正	補正なし	1.00
一般管理費		
前払金支出割合による補正	補正を行わない	1.00
財団法人等による補正	補正を行わない	1.00
契約保証に係る補正率	金銭的保証	0.04%

見積参考資料（細別単価）

積算で採用した見積等の単価は下表のとおりです。

工種	種別	細別	規格・条件	単位	単価(円)	備考
横断歩道橋撤去工	横断歩道橋撤去工 【夜間】	既設構造物撤去工	排水管	箇所	40,210	夜間、時間的制約補正割増済
横断歩道橋撤去工	横断歩道橋撤去工 【夜間】	階段撤去工	階段部接合部解体, 階段撤去, 積込, 灯具撤去含む	部材	316,600	夜間、時間的制約補正割増済
横断歩道橋撤去工	横断歩道橋撤去工 【夜間】	通路桁撤去工	現場敷地内仮置き, 灯具撤去 含む	主桁	974,400	夜間、時間的制約補正割増済
横断歩道橋撤去工	横断歩道橋撤去工 【夜間】	ガス切断工	通路桁	m	5,131	夜間、時間的制約補正割増済
横断歩道橋撤去工	横断歩道橋撤去工 【夜間】	部材積込工		部材	47,090	夜間、時間的制約補正割増済
横断歩道橋撤去工	横断歩道橋撤去工 【夜間】	ガス切断工	アンカーボルト, 支柱撤去, 積込	基	316,600	夜間、時間的制約補正割増済
横断歩道橋撤去工	横断歩道橋撤去工 【夜間】	ラフテレンクレーン賃料	ホイールクレーン油圧伸縮ジブ型, オペ レーター付	式	439,400	夜間、時間的制約補正割増済
横断歩道橋撤去工	横断歩道橋撤去工 【夜間】	鋼橋輸送工	仮置きヤードまで	回	87,730	夜間、時間的制約補正割増済
横断歩道橋撤去工	横断歩道橋撤去工(仮置きヤ ード)	荷卸し工		部材	27,540	
横断歩道橋撤去工	横断歩道橋撤去工(仮置きヤ ード)	ラフテレンクレーン賃料	ヤード荷卸し用	式	338,000	
横断歩道橋撤去工	横断歩道橋撤去工(仮置きヤ ード)	ガス切断工	スクラップ処分細分化	m	1,501	
横断歩道橋撤去工	横断歩道橋撤去工(仮置きヤ ード)	塗膜除去 循環式エコクリーンプラスト工法		m2	15,030	

見積参考資料（細別単価）

積算で採用した見積等の単価は下表のとおりです。

工種	種別	細別	規格・条件	単位	単価(円)	備考
横断歩道橋撤去工	横断歩道橋撤去工(仮置きヤード)	研削材(グレット)及びケレンかす回収	積込含む	m2	3,676	
横断歩道橋撤去工	横断歩道橋撤去工(仮置きヤード)	鉛対応環境対策資機材		式	972,400	
横断歩道橋撤去工	横断歩道橋撤去工(仮置きヤード)	鉛対応安全衛生保護具		式	1,083,000	
横断歩道橋撤去工	産業廃棄物処理	廃材処分	ランプ	t	500,000	管理費区分T
横断歩道橋撤去工	産業廃棄物処理	廃材処分	安定器(非PCB製品)	t	35,000	管理費区分T
横断歩道橋撤去工	産業廃棄物処理	廃材処分	蛍光灯	t	70,000	管理費区分T
仮設費	交通管理工 【夜間】	サインカー		台	10,500	夜間、時間的制約補正割増済
横断歩道橋撤去工	仮設備工 【夜間】	橋脚用足場工	総月数0.2箇月	箇所	16,960	夜間、時間的制約補正割増済
横断歩道橋撤去工	調査計測工	調査計測工		橋	221,600	
横断歩道橋撤去工	産業廃棄物処理	塗膜収集運搬費	廃プラ(塗料カス)	式	65,000	
横断歩道橋撤去工	産業廃棄物処理	塗膜処分費	廃プラ(塗料カス)	kg	1,200	管理費区分T
横断歩道橋撤去工	産業廃棄物処理	処分費	プラスチック(目隠板)	t	25,000	管理費区分T

見積参考資料（細別単価）

積算で採用した見積等の単価は下表のとおりです。

工種	種別	細別	規格・条件	単位	単価(円)	備考
道路土工	掘削工	土砂等処分	廃路盤材	m3	7,140	管理費区分T
標識工	標識移設工	標識板設置 (警戒・規制・指示・路線番号標識) 転回禁止	規制標識Φ600,補助標識 400*120,取付金具含,カブセルフ リスム1.0倍,3~4基	基	27,260	
交通信号機移設工	交通信号機移設工	鋼管柱設置工	190.7φ5.3t×9.0m(二重管)	式	142,965	
交通信号機移設工	交通信号機移設工	ハース式鋼管柱設置工	190.7φ5.3t×7.8m(二重管)	式	1,148,538	
交通信号機移設工	交通信号機移設工	車両灯器設置工	両面式L=2.0m	式	137,178	
交通信号機移設工	交通信号機移設工	歩行者灯器設置工		式	507,591	
交通信号機移設工	交通信号機移設工	制御機設置工		式	253,293	
交通信号機移設工	交通信号機移設工	信号ケーブル設置工		式	40,369	
交通信号機移設工	交通信号機移設工	情報用ケーブル設置工		式	6,770	
交通信号機移設工	交通信号機移設工	接続箱設置工		式	59,421	
交通信号機移設工	交通信号機移設工	端子箱設置工		式	35,242	
交通信号機移設工	交通信号機移設工	専用回路線接続箱設置工		式	95,928	

見積参考資料（細別単価）

積算で採用した見積等の単価は下表のとおりです。

工種	種別	細別	規格・条件	単位	単価(円)	備考
交通信号機移設工	交通信号機移設工	架空金物設置工		式	20,325	
交通信号機移設工	交通信号機移設工	機器調整費		式	73,397	
交通信号機移設工	交通信号機移設工	制御機撤去工	配管工	基	78,400	
交通信号機移設工	交通信号機移設工	鋼管柱撤去工	216.3φ8.2tB	本	148,600	
交通信号機移設工	交通信号機移設工	コンクリート柱撤去工		本	148,600	
交通信号機移設工	交通信号機移設工	車両用灯器撤去工	両面式	灯	60,960	
交通信号機移設工	交通信号機移設工	歩行者灯器撤去工		灯	31,670	
交通信号機移設工	交通信号機移設工	信号ケーブル撤去工	SVV-SS1.25sq×12C	m	1,123	
交通信号機移設工	交通信号機移設工	情報用ケーブル撤去工	CPEV-S(Cu)-DD0.9×5P	m	784	
交通信号機移設工	交通信号機移設工	接続箱撤去工	12T	個	18,490	
交通信号機移設工	交通信号機移設工	端子箱撤去工	5P	個	11,160	
交通信号機移設工	交通信号機移設工	専用回路線接続箱撤去工		個	27,490	

見積参考資料（細別単価）

積算で採用した見積等の単価は下表のとおりです。

工種	種別	細別	規格・条件	単位	単価(円)	備考
交通信号機移設工	交通信号機移設工	架空金物撤去工		組	4,693	
構造物撤去工	樹木撤去工	支障木伐採	60cm以上90cm未満, 集積, 積込, 運搬を含む	本	72,120	

見積参考資料

積算で採用した市販図書等の積算基準は下表のとおりです。

準用積算基準		発行機関	計上した細別	備考
図書名	発行年月等			
改定2版 橋梁補修の解説と積算	令和元年10月	(一財) 建設物価調査	既設構造物撤去工	排水管
改定2版 橋梁補修の解説と積算	令和元年10月	(一財) 建設物価調査	階段撤去工	階段部接合部解体, 階段撤去, 積込, 灯具撤去含む
改定2版 橋梁補修の解説と積算	令和元年10月	(一財) 建設物価調査	通路桁撤去工	現場敷地内仮置き, 灯具撤去含む
改定2版 橋梁補修の解説と積算	令和元年10月	(一財) 建設物価調査	ガス切断工	通路桁
改定2版 橋梁補修の解説と積算	令和元年10月	(一財) 建設物価調査	部材積込工	
改定2版 橋梁補修の解説と積算	令和元年10月	(一財) 建設物価調査	ガス切断工	アンカーボルト, 支柱撤去, 積込
改定2版 橋梁補修の解説と積算	令和元年10月	(一財) 建設物価調査	荷卸し工	
改定2版 橋梁補修の解説と積算	令和元年10月	(一財) 建設物価調査	ガス切断工	スクラップ 処分細分化
改定2版 橋梁補修の解説と積算	令和元年10月	(一財) 建設物価調査	橋脚用足場工	総月数0.2箇月
改定2版 橋梁補修の解説と積算	令和元年10月	(一財) 建設物価調査	調査計測工	

設計内訳書（横断歩道橋撤去(1)）

工事名	妙見道横断歩道橋撤去工事				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路維持	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
道路維持		式	1				
横断歩道橋撤去工		式	1				
横断歩道橋撤去工 【夜間】		式	1				時間的制約を著しく受ける場合
既設構造物撤去工	排水管	箇所	2				
階段撤去工	階段部接合部解体, 階段撤去, 積込, 灯具撤去含む	部材	4				
通路桁撤去工	現場敷地内仮置き, 灯具撤去含む	主桁	2				
ガス切断工	通路桁	m	5				
部材積込工		部材	2				
ガス切断工	アンカーボルト, 支柱撤去, 積込	基	2				
ラフテレンクレーン賃料	ホイールクレーン油圧伸縮ジブ型, ウェレター付	式	1				内 1号
鋼橋輸送工	仮置きヤードまで	回	1				
横断歩道橋撤去工(仮置きヤード)		式	1				
荷卸し工		部材	8				

設計内訳書（横断歩道橋撤去(1)）

工事名	妙見道横断歩道橋撤去工事				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路維持	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
ラフテレンクレーン賃料	ヤード荷卸し用	式	1				内 2号
横断歩道橋側板工 (裾隠, 目隠板)	取外し	m2	45				(概)
既設舗装はぎ取り工		m2	61				(概)
構造物とりこわし 床版	無筋構造物, 人力施工	m3	2				(概)
ガス切断工	スクラップ 処分細分化	m	29				
塗膜除去 循環式エコークリーンブラスト工法		m2	570				
研削材(グリット)及びケレンかす回収	積込含む	m2	570				
鉛対応環境対策資機材		式	1				内 3号
鉛対応安全衛生保護具		式	1				内 4号
産業廃棄物処理		式	1				
現場発生品及び支給品運搬 現場発生品及び支給品積込・荷卸	ハビターH2	t	15.46				(概) クレーン装置付2t積, 吊能力2.9t
鋼材処分費	ハビターH2	t	-15.46				
現場発生品及び支給品運搬 現場発生品及び支給品積込・荷卸	ランパ	t	0.001				(概) クレーン装置付2t積, 吊能力2.9t

設計内訳書（横断歩道橋撤去(1)）

工事名	妙見道横断歩道橋撤去工事				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路維持	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
廃材処分	ランプ	t	0.001				
現場発生品及び支給品運搬 現場発生品及び支給品積込・荷卸	安定器(非PCB製品)	t	0.009				(概) クレーン装置付2t積, 吊能力2.9t
廃材処分	安定器(非PCB製品)	t	0.009				
現場発生品及び支給品運搬 現場発生品及び支給品積込・荷卸	蛍光灯	t	0.006				(概) クレーン装置付2t積, 吊能力2.9t
廃材処分	蛍光灯	t	0.006				
仮設費		式	1				
交通管理工 【夜間】		式	1				
交通誘導警備員	A	人	6				(概)
交通誘導警備員	B	人	10				(概)
サインカー		台	4				
概略発注工		式	1				
概略発注工		式	1				
概略発注工		式	1				

設計内訳書（横断歩道橋撤去(1)）

工事名	妙見道横断歩道橋撤去工事				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路維持	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
概略発注工 設計内訳書の区分別の概略発注工 を除く直工の6.0%以内		式	1				(概)を参照
直接工事費		式	1				
共通仮設		式	1				
共通仮設費（率計上）		式	1				
純工事費		式	1				
現場管理費		式	1				
工事原価		式	1				
一般管理費等		式	1				
工事価格		式	1				
消費税額及び地方消費税額		式	1				
工事費計		式	1				

設計内訳書（横断歩道橋撤去(2)）

工事名	妙見道横断歩道橋撤去工事				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路維持	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
道路維持		式	1				
横断歩道橋撤去工		式	1				
仮設備工 【夜間】		式	1				時間的制約を著しく受ける場合
橋脚用足場工	総月数0.2箇月	箇所	2				
ベント設備設置・撤去工 (横断歩道、側道橋)	1.8日	t	8				(概)
足場工	単管足場, 安全ネット不要	掛m2	217				(概)
調査計測工		式	1				
調査計測工		橋	1				
産業廃棄物処理		式	1				
塗膜収集運搬費	廃プラ(塗料カス)	式	1				内 5号
塗膜処分費	廃プラ(塗料カス)	kg	251				
現場発生品及び支給品運搬 現場発生品及び支給品積込・荷卸	プラスチック(目隠板)	t	0.2				(概) クレーン装置付2t積, 吊能力2.9t
処分費	プラスチック(目隠板)	t	0.2				

設計内訳書（横断歩道橋撤去(2)）

工事名	妙見道横断歩道橋撤去工事				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路維持	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
殻運搬	As殻	m3	0.6				(概) 低騒音・振動対策必要
処分費	As殻	m3	0.6				
殻運搬	無筋コンクリート	m3	2				(概)
処分費	無筋コンクリート	m3	2				
仮設工		式	1				
交通管理工		式	1				
交通誘導警備員 【夜間】	B	人日	42				(概)
概略発注工		式	1				
概略発注工		式	1				
概略発注工		式	1				
概略発注工 設計内訳書の区分別の概略発注工 を除く直工の401.0%以内		式	1				(概)を参照
直接工事費		式	1				
共通仮設		式	1				

設計内訳書（横断歩道橋撤去(2)）

工事名	妙見道横断歩道橋撤去工事				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路維持		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要	
共通仮設費（率計上）		式	1					
純工事費		式	1					
現場管理費		式	1					
工事原価		式	1					
一般管理費等		式	1					
工事価格		式	1					
消費税額及び地方消費税額		式	1					
工事費計		式	1					

設計内訳書 (公共工事)

工事名	妙見道横断歩道橋撤去工事				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路維持	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
道路維持		式	1				
道路土工		式	1				
掘削工		式	1				
掘削	土質:土砂,施工方法:上記以外(小規模),施工数量: 小規模(標準)	m3	5				(概)
廃路盤運搬(機械積込) ダンプトラック運転 オノロード・ティンゼル10t		m3	5				(概)
土砂等処分	廃路盤材	m3	5				
床掘り (参考数量)	土砂,小規模	m3	20				(概)
埋戻し (参考数量)	土砂,小規模	m3	20				(概)
舗装工		式	1				
舗装打換え工 【北行き】		式	1				
上層路盤 車道・路肩部	路盤材種類:瀝青安定処理材(25),仕上り厚:65mm	m2	4				(概) プライムコート
上層路盤 車道・路肩部	路盤材種類:瀝青安定処理材(25),仕上り厚:65mm	m2	4				(概) タックコート
基層 車道・路肩部	材料種類:再生粗粒度アスコン(20),舗装厚:50mm,平均 幅員:1.4m未満(1層当り平均仕上り厚50mm以下)	m2	4				(概)

設計内訳書 (公共工事)

工事名	妙見道横断歩道橋撤去工事				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路維持	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
基層 車道・路肩部	材料種類:再生粗粒度アスコン(20),舗装厚:50mm,平均幅員:1.4m未満(1層当り平均仕上り厚50mm以下)	m2	4				(概) タックコート
排水性舗装・表層(車道・路肩部)	1.4m未満,50mm,ポ-ラスアスコン(13),タックコートPKR(ゴム入り)	m2	4				(概)
導水パイプ(材料費)	内径φ25	m	8				(概)
舗装打換え工 【南行き】		式	1				
上層路盤 車道・路肩部	路盤材種類:瀝青安定処理材(25),仕上り厚:90mm	m2	3				(概) プライムコート
基層 車道・路肩部	材料種類:再生粗粒度アスコン(20),舗装厚:50mm,平均幅員:1.4m未満(1層当り平均仕上り厚50mm以下)	m2	3				(概)
基層 車道・路肩部	材料種類:再生粗粒度アスコン(20),舗装厚:50mm,平均幅員:1.4m未満(1層当り平均仕上り厚50mm以下)	m2	3				(概) タックコート
排水性舗装・表層(車道・路肩部)	1.4m未満,50mm,ポ-ラスアスコン(13),タックコートPKR(ゴム入り)	m2	3				(概)
導水パイプ(材料費)	内径φ25	m	7				(概)
舗装工 【歩道】		式	1				
フィルター層	40mm以上60mm未満	m2	42				(概)
下層路盤 歩道	路盤材種類:再生クラッシュラン RC-30,仕上り厚:100mm	m2	42				(概)
透水シート(材料費)		m2	42				(概)

設計内訳書 (公共工事)

工事名	妙見道横断歩道橋撤去工事				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路維持	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
インターロックブロック撤去再設置	直線配置, ブロック厚6cm, 標準品, 砂(クッション), 30mm, 10 0m2未満	m2	42				(概)
視覚障害者用誘導表示		式	1				
フィルター層	40mm以上60mm未満	m2	9				(概)
下層路盤 歩道	路盤材種類:再生クランチャー RC-30, 仕上り厚:100mm	m2	9				(概)
透水シート(材料費)		m2	9				(概)
特殊ブロック舗装 点状ブロック	再利用設置	m2	7				(概)
特殊ブロック舗装 線状ブロック	再利用設置	m2	2				(概)
排水構造物工		式	1				
排水構造物工		式	1				
1号現場打街渠板工		m	10				(概)
2号現場打街渠板工		m	3				(概)
3号現場打街渠板工		m	1				(概)
現場打ち集水桝・街渠桝(本体)	18-8-25(20)BB, 0.36m3を超え0.38m3以下, 人力打 設, 一般養生	箇所	1				(概)

設計内訳書 (公共工事)

工事名	妙見道横断歩道橋撤去工事				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路維持	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
蓋版	据付, 40を超え170kg/枚以下, ｸﾞﾚｰﾁﾝｸﾞ 110度開閉式, 400×500用, ノﾝｽﾘｯﾌﾟ 細目	枚	1				(概)
雨水排水管工		m	5				(概)
縁石工		式	1				
縁石工		式	1				
1号歩車道境界ﾌﾞﾛｯｸ	ﾌﾞﾛｯｸ規格:歩車道境界切下げﾌﾞﾛｯｸ(A種)(京都市80型)	m	10				(概)
2号歩車道境界ﾌﾞﾛｯｸ	ﾌﾞﾛｯｸ規格:歩車道境界切下げﾌﾞﾛｯｸ(A種)(JIS PL-5A段差用)	m	2				(概)
3号歩車道境界ﾌﾞﾛｯｸ	再利用設置, ﾌﾞﾛｯｸ規格:歩車道境界切下げﾌﾞﾛｯｸ(A種)(150/170*200*600)	m	1				(概)
標識工		式	1				
標識移設工		式	1				
標識板撤去(添架式)	歩道橋に取付け	基	4				(概)
標識板設置 (警戒・規制・指示・路線番号標識) 速度制限	規制標識Φ600取付金具含, カﾌﾞﾚｰﾀﾞﾘﾝｸﾞ 1.0倍, 3～4基	基	2				(概)
標識板設置 (警戒・規制・指示・路線番号標識) 転回禁止	規制標識Φ600, 補助標識400*120, 取付金具含, カﾌﾞﾚｰﾀﾞﾘﾝｸﾞ 1.0倍, 3～4基	基	2				
案内標識(移設)([路線番号除く])	移設, 2.0m2未満, 10m2未満	基	1				(概)

設計内訳書 (公共工事)

工事名	妙見道横断歩道橋撤去工事				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路維持	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
区画線工		式	1				
区画線工 【夜間】		式	1				
区画線設置	溶融式手動,実線15cm,塗布厚1.5mm,排水性有,未供用無,含有量15~18%,白色	m	17				(概)
区画線設置	溶融式手動,実線20cm,塗布厚1.5mm,排水性有,未供用無,含有量15~18%,黄色	m	2				(概)
区画線設置	溶融式手動,セーフ745cm,塗布厚1.5mm,排水性有,未供用無,含有量15~18%,白色	m	52				(概)
区画線消去	ウォータージェット式,溶融式	m	5				(概)
交通信号機移設工		式	1				
交通信号機移設工		式	1				
鋼管柱設置工	190.7φ5.3t×9.0m(二重管)	式	1				内 6号
ベース式鋼管柱設置工	190.7φ5.3t×7.8m(二重管)	式	1				内 7号
車両灯器設置工	両面式L=2.0m	式	1				内 8号
歩行者灯器設置工		式	1				内 9号
制御機設置工		式	1				内 10号

設計内訳書 (公共工事)

工事名	妙見道横断歩道橋撤去工事				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路維持	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
信号ケーブル設置工		式	1				内 11号
情報用ケーブル設置工		式	1				内 12号
接続箱設置工		式	1				内 13号
端子箱設置工		式	1				内 14号
専用回路線接続箱設置工		式	1				内 15号
架空金物設置工		式	1				内 16号
機器調整費		式	1				内 17号
1号信号柱基礎工		基	1				(概)
2号信号柱基礎工		基	1				(概)
制御機撤去工	配管工	基	1				
鋼管柱撤去工	216.3φ8.2tB	本	1				
コンクリート柱撤去工		本	1				
車両用灯器撤去工	両面式	灯	1				

設計内訳書 (公共工事)

工事名	妙見道横断歩道橋撤去工事				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路維持	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
歩行者灯器撤去工		灯	2				
信号ケーブル撤去工	SVV-SS1. 25sq×12C	m	37				
情報用ケーブル撤去工	CPEV-S (Cu) -DD0. 9×5P	m	11				
接続箱撤去工	12T	個	2				
端子箱撤去工	5P	個	1				
専用回路線接続箱撤去工		個	1				
架空金物撤去工		組	8				
構造物撤去工		式	1				
防護柵撤去工		式	1				
防護柵撤去 (カートのレール)	コンクリート建込・標準型, Gr-C-2B	m	12				(概)
構造物取壊し工		式	1				
舗装版切断	アスファルト舗装版, アスファルト舗装厚15cmを超え30cm以下	m	8				(概)
舗装版切断	アスファルト舗装版, アスファルト舗装厚30cmを超え40cm以下	m	9				(概)

設計内訳書 (公共工事)

工事名	妙見道横断歩道橋撤去工事				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路維持	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
舗装版破碎	舗装版種別:アスファルト舗装版, 舗装版厚:29cm	m2	3				(概) 騒音振動対策必要
舗装版破碎	舗装版種別:アスファルト舗装版, 舗装版厚:33cm	m2	4				(概) 騒音振動対策必要
構造物とりこわし	無筋構造物, 機械施工	m3	16				(概) 低騒音・振動対策必要
舗装版切断	Co舗装版, 15cm以下	m	3				(概)
特殊ブロック舗装	撤去	m2	9				(概)
歩車道境界ブロック撤去	処分	m	14				(概)
ヒューム管(B形管)	撤去, 200mm	m	6				(概)
蓋版	再利用撤去, 40kg/枚以下	枚	1				(概)
樹木撤去工		式	1				
支障木伐採	60cm以上90cm未満, 集積, 積込, 運搬を含む	本	1				
運搬処理工		式	1				
殻運搬	殻種別:アスファルト殻	m3	2				(概)
殻処分	殻種別:アスファルト殻	m3	2				

設計内訳書（公共工事）

工事名	妙見道横断歩道橋撤去工事				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路維持	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
殻運搬	殻種別:コンクリート殻(無筋)	m3	17				(概)
殻処分	殻種別:コンクリート殻(無筋)	m3	17				
殻運搬	殻種別:コンクリート殻(鉄筋)	m3	0.1				(概)
殻処分	殻種別:コンクリート殻(鉄筋)	m3	0.1				
現場発生品及び支給品運搬 現場発生品及び支給品積込・荷卸	発生材種類:スクラップ	t	0.03				(概) クレーン装置付2t積, 吊能力2.9t
現場発生品処分	ハト [○] -HS	t	-0.03				
剪定枝葉処分		t	0.06				
幹処分		t	0.2				
根株処分		t	0.04				
仮設工		式	1				
交通管理工		式	1				
交通誘導警備員	B	人日	27				(概)
交通誘導警備員 【夜間】	B	人日	3				(概)

設計内訳書（公共工事）

工事名	妙見道横断歩道橋撤去工事				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路維持		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要	
概略発注工		式	1					
概略発注工		式	1					
概略発注工		式	1					
概略発注工 設計内訳書の区分別の概略発注工 を除く直工の71.7%以内		式	1					(概)を参照
直接工事費		式	1					
共通仮設		式	1					
共通仮設費（率計上）		式	1					
純工事費		式	1					
現場管理費		式	1					
工事原価		式	1					
一般管理費等		式	1					
工事価格		式	1					
消費税額及び地方消費税額		式	1					

一式当り内訳書

単価使用年月	2026.03
歩掛適用年月	2026.03
労務調整係数	1.710-00001 0.0 0

内 1号	ラフテレンクレーン賃料	ホイールクレーン油圧伸縮シブ型, オペレーター付					
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
材料費 ラフテレンクレーン10t	Y000800015003	台/日	2				[] [1]
材料費 ラフテレンクレーン16t	Y000800015004	台/日	2				[] [1]
材料費 ラフテレンクレーン50t	Y000800015005	台/日	1				[] [1]
諸雑費(率)	ZS7210100 ^{30%}	式	1				[1] []
合計							

一式当り内訳書

単価使用年月	2026.03
歩掛適用年月	2026.03
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

内 2号	ラフテレンクレーン賃料	ヤード 荷卸し用					
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
材料費 ラフテレンクレーン10t Y000800015003		台/日	2				
材料費 ラフテレンクレーン16t Y000800015004		台/日	2				
材料費 ラフテレンクレーン50t Y000800015005		台/日	1				
合計							

一式当り内訳書

単価使用年月	2026.03
歩掛適用年月	2026.03
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

内 3号	鉛対応環境対策資機材						
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
材料費 鉛対応集塵装置賃料 Y000800015023		台・月	0.5				
材料費 鉛対応集塵機用 Y000800004007		本	16				
材料費 エアシャワー賃料 Y000800015024		台・月	0.5				
材料費 エアシャワー用1次フィルター Y000800006002		枚	1				
材料費 エアシャワー用HEPAフィルター Y000800006003		枚	1				
材料費 クリーンルーム Y000800015025		箇所	1				
材料費 真空掃除機賃料 Y000800015026		月	0.5				
材料費 真空掃除機用1次フィルター Y000800006004		枚	1				
材料費 掃除機用2次フィルター Y000800006005		枚	1				
材料費 掃除機用HEPAフィルター Y000800005010		個	1				
諸雑費(まるめ) ZS3000004		式	1				
合計							

一式当り内訳書

単価使用年月	2026.03
歩掛適用年月	2026.03
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

内 4号	鉛対応安全衛生保護具							
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要	
材料費 エコクリーンケルスーツ(上) Y000800015027		着	12					
材料費 エコクリーンケルスーツ(下) Y000800015028		着	12					
材料費 送気ユニット Y000800009007		組	12					
材料費 定置式ろ過筒 Y000800011001		台	3					
材料費 エアラインホースφ9 Y000800004008		本	12					
材料費 エアラインホースφ19 Y000800004009		本	3					
材料費 防塵マスク Y000800005011		個	12					
材料費 防塵マスク用フィルター Y000800005012		個	24					
材料費 防護手袋 Y000800015029		組	72					
材料費 防護長靴 Y000800015030		足	12					
諸雑費(まるめ) ZS3000004		式	1					
合計								

一式当り内訳書

単価使用年月	2026.03
歩掛適用年月	2026.03
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

内 5号	塗膜収集運搬費	廃プラ(塗料カス)					
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
収集運搬費		式	1				
合計							

一式当り内訳書

単価使用年月	2026.03
歩掛適用年月	2026.03
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

内 6号	鋼管柱設置工	190.7φ5.3t×9.0m(二重管)					
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
土木一般世話役		人	2				[] [1]
R0125							
電工		人	1				[] [1]
R0201							
普通作業員		人	1.695				[] [1]
R0102							
材料費 小型クレーン装置付トラック損料2.9t吊		日	0.2				[] [1]
Y000800015031							
材料費 高所作業車損料10.0m		日	0.2				[] [1]
Y000800015032							
諸雑費(率)		式	1				[1] []
ZS7210100 ^{5%}							
合計							

一式当り内訳書

単価使用年月	2026.03
歩掛適用年月	2026.03
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

内 7号	ハース式鋼管柱設置工		190.7φ5.3t×7.8m(二重管)					
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要	
土木一般世話役		人	2				[] [1]	
R0125								
電工		人	1				[] [1]	
R0201								
普通作業員		人	2.215				[] [1]	
R0102								
材料費 小型クレーン装置付トラック損料2.9t吊		日	0.2				[] [1]	
Y000800015031								
材料費 高所作業車損料10.0m		日	0.2				[] [1]	
Y000800015032								
ハース式鋼管柱(運搬費含)		本	1				[] [1]	
諸雑費(率)		式	1				[1] []	
ZS7210100	5%							
合計								

一式当り内訳書

単価使用年月	2026.03
歩掛適用年月	2026.03
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

内 8号	車両灯器設置工	両面式L=2.0m					
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
車両灯器用アームバンド		組	1				[] [1]
電工		人	1.6				[] [1]
R0201							
普通作業員		人	1.715				[] [1]
R0102							
材料費 小型クレーン装置付トラック損料2.9t吊		日	0.3				[] [1]
Y000800015031							
材料費 高所作業車損料10.0m		日	0.3				[] [1]
Y000800015032							
諸雑費(率)		式	1				[1] []
ZS7210100	5%						
合計							

一式当り内訳書

単価使用年月	2026.03
歩掛適用年月	2026.03
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

内 9号	歩行者灯器設置工							
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要	
歩行者灯器		灯	2				[] [1]	
歩行者灯器用アームバンド		灯	2				[] [1]	
電工							[] [1]	
R0201		人	1.2				[] [1]	
普通作業員							[] [1]	
R0102		人	1.05				[] [1]	
材料費 小型クレーン装置付トラック損料2.9t吊							[] [1]	
Y000800015031		日	0.2				[] [1]	
材料費 高所作業車損料10.0m							[] [1]	
Y000800015032		日	0.2				[] [1]	
諸雑費(率)							[1] []	
ZS7210100	5%	式	1				[1] []	
合計								

一式当り内訳書

単価使用年月	2026.03
歩掛適用年月	2026.03
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

内 10号	制御機設置工						
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
制御機用底版		枚	1				[] [1]
制御機用取付金具		組	1				[] [1]
電工 R0201		人	4				[] [1]
普通作業員 R0102		人	3.78				[] [1]
材料費 高所作業車損料10.0m Y000800015032		日	0.2				[] [1]
諸雑費(率) ZS7210100 ^{5%}		式	1				[1] []
合計							

一式当り内訳書

単価使用年月	2026.03
歩掛適用年月	2026.03
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

内 11号	信号ケーブル設置工						
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
信号ケーブル		m	52.3				[] [1]
電工	R0201	人	0.21				[] [1]
普通作業員	R0102	人	0.02				[] [1]
材料費 高所作業車損料10.0m	Y000800015032	日	0.01				[] [1]
諸雑費(率)	ZS7210100 ^{5%}	式	1				[1] []
合計							

一式当り内訳書

単価使用年月	2026.03
歩掛適用年月	2026.03
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

内 12号	情報用ケーブル設置工							
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要	
情報用ケーブル		m	15.1				[] [1]	
電気	R0201	人	0.03				[] [1]	
普通作業員	R0102	人	0.021				[] [1]	
材料費 高所作業車損料10.0m	Y000800015032	日	0.001				[] [1]	
諸雑費(率)	ZS7210100 ^{5%}	式	1				[1] []	
合計								

一式当り内訳書

単価使用年月	2026.03
歩掛適用年月	2026.03
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

内 13号	接続箱設置工							
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要	
接続箱		個	2				[] [1]	
電工		人	0.35				[] [1]	
R0201								
普通作業員		人	0.305				[] [1]	
R0102								
材料費 高所作業車損料10.0m		日	0.1				[] [1]	
Y000800015032								
諸雑費(率)		式	1				[1] []	
ZS7210100	5%							
合計								

一式当り内訳書

単価使用年月	2026.03
歩掛適用年月	2026.03
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

内 14号	端子箱設置工						
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
端子箱		個	1				[] [1]
電工	R0201	人	0.32				[] [1]
普通作業員	R0102	人	0.21				[] [1]
材料費 高所作業車損料10.0m	Y000800015032	日	0.1				[] [1]
諸雑費(率)	ZS7210100 ^{5%}	式	1				[1] []
合計							

一式当り内訳書

単価使用年月	2026.03
歩掛適用年月	2026.03
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

内 15号	専用回路線接続箱設置工							
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要	
専用回路線接続箱		個	1				[] [1]	
電工 R0201		人	1.16				[] [1]	
普通作業員 R0102		人	1.1				[] [1]	
材料費 高所作業車損料10.0m Y000800015032		日	0.1				[] [1]	
諸雑費(率) ZS7210100 ^{5%}		式	1				[1] []	
合計								

一式当り内訳書

単価使用年月	2026.03
歩掛適用年月	2026.03
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

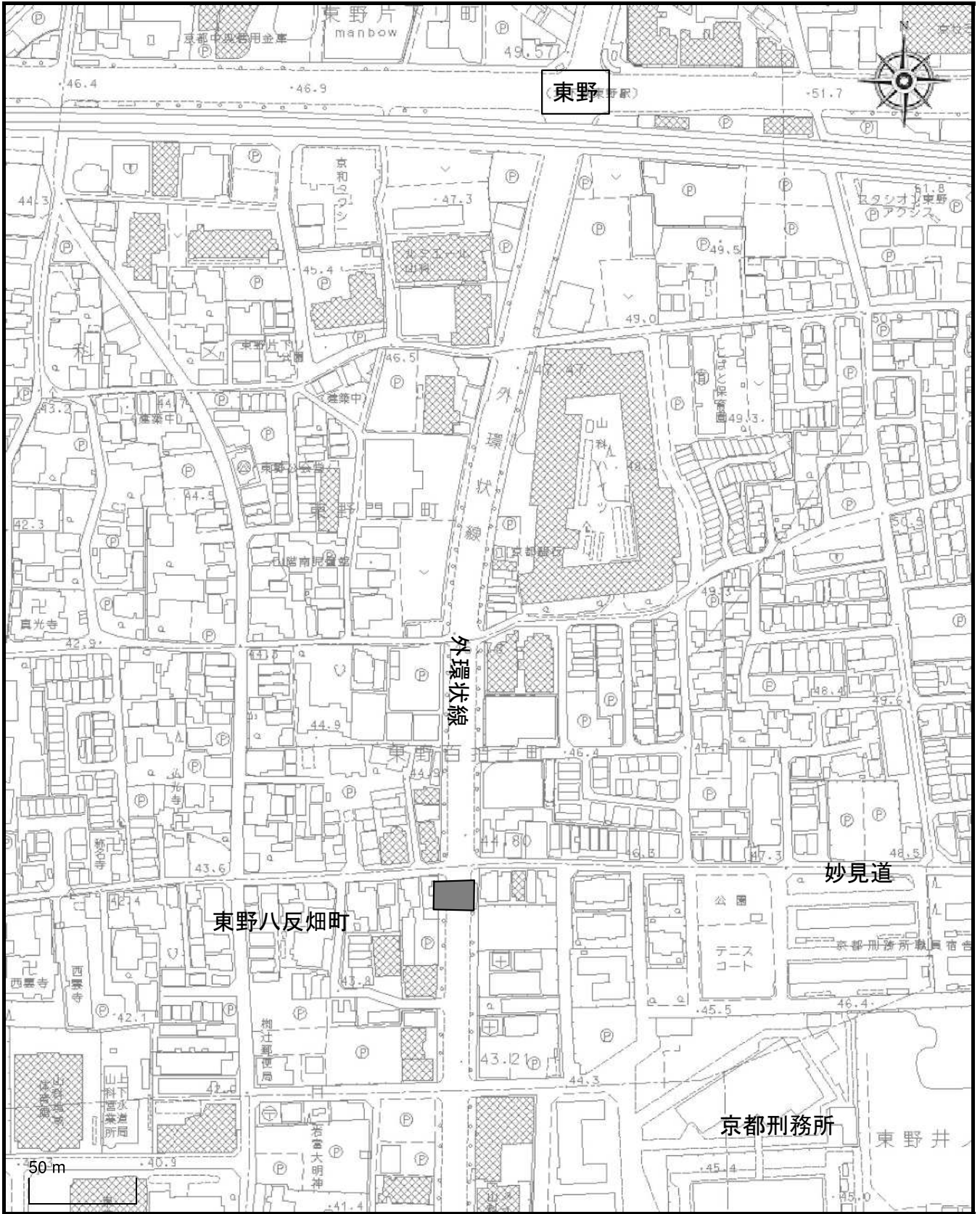
内 16号	架空金物設置工								
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要		
架空金物		組	8				[] [1]		
電工	R0201	人	0.11				[] [1]		
普通作業員	R0102	人	0.102				[] [1]		
材料費 高所作業車損料10.0m	Y000800015032	日	0.1				[] [1]		
諸雑費(率)	ZS7210100 ^{5%}	式	1				[1] []		
合計									

一式当り内訳書

単価使用年月	2026.03
歩掛適用年月	2026.03
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

内 17号		機器調整費							
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要		
電工								[]	[1]
R0201		人	1.5					[]	[1]
普通作業員								[]	[1]
R0102		人	1.205					[]	[1]
諸雑費(率)								[1]	[]
ZS7210100	5%	式	1					[1]	[]
合計									

箇所図



特記仕様書（個別工事編）

工事名 妙見道横断歩道橋撤去工事
工事場所 京都市山科区東野八反畑町地内

1 一般事項

第1条（適用）

本工事の施工に当たっては、「設計図書」によるほか、土木請負工事必携（以下「請負工事必携」という。）（令和7年8月京都市）」及び「特記仕様書（全工事共通編）（令和7年8月）」によらなければならない。

なお、本工事施工現場には、必ず請負工事必携、特記仕様書（全工事共通編）及び本特記仕様書を常備しなければならない。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「監督・検査」⇒「工事（土木、舗装、樹木等）の仕様書、様式等」参照

請負工事必携・特記仕様書（全工事共通編）

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>

第2条（適用）（電気関係工事）

電気通信設備工事に係る施工に当たっては、電気通信設備工事共通仕様書（令和8年3月、国土交通省）、電気通信設備工事施工管理基準及び規格値（令和8年3月、国土交通省）及び電気通信設備工事写真管理基準（案）（令和8年3月、国土交通省）によらなければならない。

国土交通省ホームページ（電気関係工事）

<https://www.mlit.go.jp/tec/it/denki/gijyutukijyun.html>

※

都市計画局建築請負工事監督・検査諸規程（建築請負工事成績評定要領及び運用）
https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000081830.html

第3条（受注者希望方式による「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」の実施）

- 1 本工事は「京都市建設局週休2日工事」の対象（受注者希望方式による「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」）であり、「京都市建設局週休2日工事実施要領」
<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000322908.html>）に基づいて実施する。ただし、「通期の週休2日」は必須である。
- 2 受注者は、契約後すみやかに、「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」の実施を希望するか否かを、発注者と協議し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。また、施工計画書の作成に当たっては、「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」の実施内容を反映させること。
- 3 「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」を達成した場合は、工事成績評定の考査項目「創意工夫」において、加点対象となる。
- 4 受注者は、本市が週休2日の推進を目的に受注者に対して実施する「京都市建設局週休2日工事」に関するアンケート調査やヒアリング調査に、随時協力しなければならない。

5 工事標示板に「京都市建設局週休2日工事」である旨を明示すること（様式不問）。

第4条（受注者希望方式による「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の実施）

- 1 本工事は「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の対象（ただし、受注者希望方式）であり、「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事試行要領」（<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000338803.html>）に基づいて実施する。
- 2 受注者は、契約後速やかに、建設キャリアアップシステムの活用を希望するか否かを、発注者へ通知し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。
- 3 建設キャリアアップシステムの履行状況を確認できた場合は、工事成績評定の考査項目「創意工夫」において、加点対象となる。

第5条（ウィークリースタンスの実施）

本工事は、ウィークリースタンスの対象である。

実施に当たっては、「京都市建設局ウィークリースタンス実施要領」に基づき、受発注者相互に協力し、以下の項目について取り組むこととする。

- (1) 休日明け日（月曜日等）は依頼の期限日としない。
- (2) 休前日（金曜日等）に新たな依頼をしない。
- (3) 勤務時間外に書類作成等の依頼をしない。
- (4) 昼休みや勤務時間外の打合せを行わない。
- (5) 作業内容に見合った作業期間を確保する。（適正な期限日を設定する。）
- (6) 打合せは Web 会議（ビデオ会議機能）も活用する。

なお、工事の特性を踏まえ、災害等の緊急的な対応、第三者等の要求に伴う対応及び関係機関等との協議による休日又は夜間作業等により、取組が実施できない場合の対処方法（依頼や期限に関する特例、代休、振替休日の措置等）については、受発注者で確認し、共有する。

第6条（前払金）

前払金は、請負代金の40%以内とし、中間前払金は、同様に20%以内とする。なお、前払金保証（中間前払金保証を含む。）について、電子証書の提出を可能とする。

※ 京都市入札情報館ホームページ「契約保証及び前払金保証に係る保証証書の電子化への対応について」参照（<https://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/info/pdf/2023/shoushodenshika.pdf>）

2 現場条件に関する事項

第1条（現場条件）

本工事の施工に当たっては、下記の現場条件等に留意すること。

- 1 交通規制や仮歩道の設置等について、着手前に監督職員と協議を行い、承諾を得ること。
広域周知のための手続きや工法に時間を要することから、令和8年8月までに規制に係る資料作成と関係者協議を完了させること。
- 2 舗装構成及び範囲は変更する場合があることから、着手前には必ず監督職員に確認することとし、舗装工の施工時期については、周辺住民の利用状況に配慮するため、監督職員の指示に従い施工すること。
- 3 撤去した横断歩道橋の部材等について、処分場への受け入れ条件として細分化が必要だが、施工現場内での細分化ができないため、解体ヤードへ搬入し、細分化を行うこと。解体ヤードについては、小野倉庫（京都府京都市山科区小野高芝町地内 設計運搬距離 L=1.9km）としているが、関係機関等との協議により変更となった場合は、監督職員の指示に従うこと。
- 4 ガス切断を行う際は、十分な安全対策及び養生を行うこと。
- 5 撤去した枝葉、根は、速やかに運搬車両に積み込み、処分すること。現地に残置させることは、風で飛散するなど苦情の原因となるため、原則認めない。また、枝葉処分量については処分時の状態により重量が増減することが想定されるため、処分量については、設計変更の対象とする。
- 6 信号機の移設時期等は令和8年10月頃を想定しているが、具体的な日にち時間は警察と協議のうえ決定すること。

第2条（施工時間）

施工時間は、下記工種以外は昼間施工とする。ただし、所轄警察署等と協議の結果、施工時間に変更が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

工種	種別	細別	標準作業時間
横断歩道橋撤去工	横断歩道橋撤去工【夜間】	既設構造物撤去工 階段撤去工 通路桁撤去工 ガス切断工 部材積込工 ラフレーンクレーン賃料 鋼橋輸送工	23時00分～ 5時00分
横断歩道橋撤去工	仮設備工【夜間】	橋脚用足場工 ベント設備設置・撤去工（横断歩道、側道橋） 足場工	
区画線工	区画線工【夜間】	区画線設置 区画線消去	

第3条（工程）

公安協議により、横断歩道橋撤去時期を令和8年11月と設定している。公共工事については10月までに完了するよう努めること。

第4条（工事規制）

本工事施工箇所は、京都市道路工事調整会規約施行細則第17条に掲げる工事規制のうち、次の各号の規制種別に係る規制路線及び地域内であることから、同条に基づく規制期間及び規制内容を遵守しなければならない。なお、規制範囲は歩車道を含めた全幅とする。

京都市道路工事調整会規約施行細則

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000003649.html>

(1) 年末年始規制

規制種別	規制路線及び地域	規制期間	規制内容
年末年始規制	幹線道路	12月20日～1月5日	規制期間中は、新たな工事に着手し、又は工事区域を拡大してはならない。ただし、道路の仮復旧等、一般交通に開放するための工事はこの限りでない。
	準幹線道路		
	その他道路	12月27日～1月5日	

第5条（支障物件等）

本工事区間内の支障物件は下表のとおりである。受注者は各企業との連絡を十分行うこと。

支障物件	管理者	位置	企業者と の協議	工事方法	立会
埋設ボックス	NTT	No.1+5.0m付近	済	同時期施工	要

第6条（交通誘導警備員）

- 1 受注者は、当該工事に警備業者の交通誘導警備員を配置する必要がある場合、警備員等の検定等に関する規則（平成17年11月18日国家公安委員会規則第20号）に基づく交通誘導警備検定合格者（1級又は2級）を規制箇所ごとに1名以上配置するものとする。ただし、同規則第2条の規定により、各公安委員会が必要と認める路線・区間以外で、所轄警察署等との打合せの結果、交通誘導警備検定合格者（1級又は2級）以外の配置を認められた場合は、この限りではない。
- 2 受注者は、交通誘導警備検定合格証の写しを監督職員に提出するものとする。
- 3 交通誘導警備員については、下表のとおり計上しているが、道路管理者及び所轄警察署等の打合せの結果、又は条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

(横断歩道橋撤去工事)

配置場所	交通誘導警備員 (1日当たりの編成人数)	編成	昼間・夜間・ 24時間の別	交替要員 の有無
工事起終点他	10名 (交代要員1名含む。)	交通誘導警備員B 10名	夜間	有
サインカー配置 箇所(4箇所)	各2名 (交代要員1名含む。)	国道1号 交通誘導警備員A 2名 外環状線他 交通誘導警備員B 2名	夜間	有

(公共工事)

配置場所	交通誘導警備員 (1日当たりの編成人数)	編成	昼間・夜間・ 24時間の別	交替要員 の有無
工事起終点他	3名	交通誘導警備員B 3名	昼間	無
工事起終点他	3名	交通誘導警備員B 3名	夜間	無

- 4 上表において交替要員を有としている配置場所については、作業中は交通誘導警備員を常時配置するものとし、休憩時等における交替要員を考慮するものとする。

3 監督職員の確認に関する事項

第1条（材料確認）

受注者は、次表の材料・資材・製品について、監督職員が臨場のうえ、材料確認を受けるものとする。また、あらかじめ施工計画書に材料等の名称・規格等を記載すること。

受注者は、監督職員が材料確認のために臨場した際、当該材料等の製造者が発行する品質を証明する資料（見本を含む）との照合、搬入された材料等の外観（角欠け、ひび割れ等）、形状、寸法及び数量等の確認を受けなければならない。

ただし、監督職員の確認が机上となる場合、受注者は、当該材料等の外観、形状、寸法（幅、長さ、高さ）及び搬入数量等が判別できる写真記録等の資料（納品書、納品伝票も可）を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督職員の確認を得ずに、当該材料等を使用して工事を実施してはならない。

土木工事施工管理基準「品質管理基準及び規格値」に基づき実施する製品及び材料

材 料・製 品	備 考
セメント・コンクリート	「品質管理基準及び規格値」 (区分・項目・方法・頻度)
プレキャストコンクリート製品 (JIS I類、JIS II類含む)	「品質管理基準及び規格値」 (区分・項目・方法・頻度)
アスファルト合材 (排水性舗装、透水性舗装、プラント再生舗装含む)	「品質管理基準及び規格値」 (区分・項目・方法・頻度)

監督職員の指定に基づき実施する材料・資材及び製品

(「品質管理基準及び規格値」に基づき実施する製品及び材料以外)

工種・種別等	細 別	材 料 ・ 資 材 ・ 製 品
排水構造物工	蓋版	鋼製グレーチング ノスリップ ますぶた 400×500 T-25
舗装工【歩道】	インターロッキングブロック設置	透水性インターロッキングブロック(t=6cm)
標識移設工	標識移設工標識板設置(警戒・規制・指示・路線番号標識)	速度制限、回転禁止 (φ600mm,取付金具含,カプセルリズム1.0倍)
交通信号機移設工	ベース式鋼管柱	190.7φ×5.3B×7.8m(二重管)
	歩行者灯器	L=1.0m 迄

第2条（受注者の臨場）

監督職員が行う段階確認においては、主任技術者（又は監理技術者、或いは監理技術者補佐）又は現場代理人、若しくは、予め監督職員の承諾を得た者が臨場のうえ、確認を受けなければならない。

第3条（段階確認）

受注者は、共通仕様書（3-1-1-4）の「表3-1-1 段階確認一覧表」に示す各種別、「品質管理基準及び規格値」による段階確認項目及び次表の工種・種別等の施工段階において、監督職員が臨場のうえ段階確認を受けるものとする。また、あらかじめ施工計画書に確認内容を記載すること。

ただし、監督職員による確認が机上となる場合、受注者は、施工状況、出来形、品質、不可視部分等の判別ができる施工管理記録（出来形成果表、設計図面との対比図、品質管理記録等）と写真等の資料を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督職員の確認を得ずに、当該工種以降の作業を実施してはならない。

監督職員の指定に基づき実施する段階確認（「品質管理基準及び規格値」による段階確認項目含む）
 （「共通仕様書（3-1-1-4）の「表3-1-1 段階確認一覧表」に基づき実施する段階確認以外」

工種-種別等	細 別	確 認 項 目
舗装打換え工【北行き】 【南行き】【歩道】 視覚障害者用誘導表示	各層	舗設前厚さ確認
排水構造物工	1号現場打街渠板工 2号現場打街渠板工 3号現場打街渠板工	基礎碎石、基礎コンクリート厚さ確認
	現場打ち集水柵・街渠柵 (本体)	基礎碎石厚さ、躯体深さ確認

第4条（立会確認）

受注者は、次表に示す内容について、監督職員と現地で立会を行い、確認するものとし、監督職員が確認するまでは次の作業に進んではならない。

項 目	確 認 方 法・目 的 等
企業者の地下埋設物・橋梁 添架物確認	工事によって企業者等の地下埋設物等に悪影響が出ないようにするため、受注者が企業者及び監督職員と立会し、地下埋設物の位置、深さ及び幅等について確認をする。確認方法は、試掘又は各種探知器による。
保安施設設置状況	工事による事故防止のため、監督職員と立会確認をする(ただし、立会確認書は必要としない)。
信号灯器移設先と付随工 事の位置確認	受注者は発注者と立会し、信号灯器の移設位置、区画線の設置箇所、ガードレールの撤去範囲を確認すること。

4 建設副産物に関する事項

第1条（建設副産物の適正処理）

1 建設廃棄物が発生する場合の対応

本工事の施工により発生する建設廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けた施設へ搬出するものとする。

なお、下表は積算上の条件明示であることから施設を指定するものではなく、監督職員の承諾を得て搬出先の変更を行うことができるが、原則として設計変更の対象としない。

また、産業廃棄物が発生する場合は「京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例」（最終改正平成23年4月1日）を遵守すること。

特に、マニフェストを発行して産業廃棄物が適正に処理されたことを確認すること。このとき、受注者が排出業者であることとして保管の義務のあるA、B2、D、E票については、その原本を監督職員へ提示すること。

<産業廃棄物>

建設副産物	受入場所	備考
コンクリート塊 （無筋）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設 京都府綴喜郡井手町大字井手小字久保48番地の1	設計運搬距離 L = 23.4km
コンクリート塊 （有筋）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設 京都府綴喜郡宇治田原町大字禅定寺小字粽谷37番	設計運搬距離 L = 23.5km
アスファルト塊 （掘削）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設 京都府宇治市槇島町二十四10番1	設計運搬距離 L = 9.5km
廃路盤材	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設 京都市伏見区横大路松林町18番地の1	設計運搬距離 L = 14.7km
建設発生木材 （枝葉）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設 京都市伏見区横大路千両松町保留地番号第45-1-2号地	設計運搬距離 L = 10.9km
建設発生木材 （幹）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設 京都市伏見区横大路千両松町保留地番号第45-1-2号地	設計運搬距離 L = 10.9km
建設発生木材 （根株）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設 京都市伏見区横大路千両松町保留地番号第45-1-2号地	設計運搬距離 L = 10.9km
廃プラスチック類	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設 京都市伏見区横大路千両松町78	設計運搬距離 L = 11.9km

廃材(ランプ)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設 京都市伏見区横大路千両松町 60-4	設計運搬距離 L = 12.4km
廃材 (安定器(非 PCB))	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設 京都市南区吉祥院石原上川原町 6	設計運搬距離 L = 11.0km
廃材(蛍光灯)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設 京都市伏見区横大路千両 196-1	設計運搬距離 L = 12.5km

2 撤去した横断歩道橋の処分について（指定地処分）

事前調査で横断歩道橋の塗膜に基準値を超える量の鉛が含まれていることが判明したため、原則、下表に示す受入先へ搬出するものとする。なお、設計運搬距離については、解体ヤードから受入先までの距離としている。

受入地が発行する書類、伝票などの写しを監督職員に随時提出するとともに、その原本との照合による確認を検査時まで監督職員に受けるものとする。

<産業廃棄物>

建設副産物	受入場所	備 考
塗膜	(指定地処分) 関西環境建設 株式会社 兵庫県神戸市西区岩岡町 5 4 0 - 6	設計運搬距離 L = 110.0km

2 舗装切断時等において発生する濁水及び粉塵

受注者は、舗装切断時等において発生する濁水を回収し、産業廃棄物（汚泥）として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に処理しなければならない。

また、受注者は、濁水が生じない工法（空冷式等）を採用した場合も、濁水と同様に、吸引する装置の併用など、粉塵飛散防止対策を実施するとともに、収集した粉塵については、産業廃棄物として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に処理しなければならない。

当初設計には濁水及び粉塵の収集運搬及び処分に掛かる費用は計上していない。濁水処理費等が必要な場合は、設計変更の対象とする。

3 スクラップについて

本工事の施工により発生するスクラップは、下表の条件で積算している。

なお、搬出先は必要な許可を有するものとし、その証明書の写し（搬出先を変更したときのみ）と処分量を明記した証明書（受入確認書等）を監督職員に提出すること。

建設副産物	受入場所	備 考
スクラップ (ヘビーHS、H2)	京都市南区上鳥羽鉾立町 4	設計運搬距離 L = 8.2km

第2条（特定建設資材の分別解体等及び再資源化等）

(1) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(最終改定令和7年6月1日)(以下「建設リサイクル法」という。)に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等及び再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「6 解体工事に要する費用等」に定める事項は、契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上明示した以下の事項と別の方法であった場合でも設計変更の対象としない。ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

分別解体等の方法

	工 程	作業内容	分別解体等の方法
工程ごとの作業内容及び解体方法	①仮設	仮設工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	③基礎工(杭基礎等)	基礎工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑥その他()	その他の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

※ 特定建設資材廃棄物を排出する場合、再資源化施設等の所在地については、本特記仕様書に示す「建設副産物の適正処理について」に記載のとおりとする。

(2) 受注者は、特定建設資材の分別解体等及び再生資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を別に定める18条様式に記載し、監督職員に報告すること。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

なお、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を提出した場合、18条に基づく報告を省略することができるものとする。

5 その他事項

第1条（工事書類の提出）

完成検査の受検に向けた出来形図書については、工期末の45前までに提出すること。また、完成検査に必要な工事書類については、工期末の30日前までに提出すること。

第2条（受注者希望型におけるICT活用工事の試行）

- 1 本工事は、「京都市建設局ICT活用工事試行方針（案）」（令和7年8月）（以下「試行方針」という。）及び「京都市建設局ICT活用工事試行要領（案）」（令和7年8月）（以下「試行要領」という。）の内容に従いICT活用工事を試行できる。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「高度情報化」参照
(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000290097.html>)

- 2 試行の対象工種は「試行方針」に定めた工種とし、「試行要領」の対象工種の詳細に基づき、ICT活用工事を試行できる。
- 3 受注者が試行を希望する場合、契約後施工計画書の提出までに、受注者はICT活用の効果、具体的な工事内容・数量及び対象範囲について、発注者へ提案、協議を行うこと。発注者と協議が整った施工プロセス①～⑤の全て又は何れかの段階で、ICT施工技術を活用できる。

なお、試行の対象工種が土工、舗装工、舗装工（修繕工）の場合は、施工プロセス①、②、③又は②、④、⑤を含む3つ以上の施工プロセスの活用を基本とし、その他のプロセスを含め協議により選定できる。

- ① 3次元起工測量
 - ② 3次元設計データ作成
 - ③ ICT建設機械による施工
 - ④ 3次元出来形管理等の施工管理
 - ⑤ 3次元データの納品
- 4 ICT活用工事の費用については、当初は計上せず、発注者との協議が整った各施工プロセスの段階を設計変更に必要な経費を計上する。受注者は設計変更に必要な見積書を提出すること。
 - 5 「試行要領」により有効に試行したことが認められた場合は、工事成績の「創意工夫」及び「工事特性」の項目で加点評価する。ただし、①3次元起工測量の1プロセスのみの活用は除く。

第3条（情報共有システムの利用）

- 1 本工事は、情報共有システム（以下「システム」という。）の利用対象とする。
システムの利用に当たっては、「京都市建設局情報共有システム活用ガイドライン（令和6年3月）（※）」（以下「ガイドライン」という。）を遵守するものとし、ガイドラインの内容を十分に確認したうえで事前協議を行うこと。
- 2 利用するシステムは、ガイドラインで定める要件を満たすシステムの中から、受注者が選定すること。
- 3 システムの利用に係る費用は共通仮設費率分に含まれており、システム提供者との契約や利用に係る手続等は受注者が行うものとする。
- 4 システムで発議・提出・受理などの処理を行った工事帳票は、「京都市建設局電子納品実施要

領」(以下「要領」という。)に基づき作成された仕様の電子データで出力し納品すること。

なお、要領は適宜改正されることから、適宜、京都市情報館を確認すること。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」参照
(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000280681.html>)

第4条(受注者希望型における遠隔臨場の実施)

本工事は受注者の希望により遠隔臨場を行うものとする。

1 目的

本工事は、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領(案)」(令和5年3月)及び「建設現場における遠隔臨場に関する監督・検査実施要領(案)」(令和5年3月)の内容に従い実施するものとする。

2 実施内容

(1) 「段階確認」、「材料確認」及び「立会」の実施

ア 受注者が動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ等)により撮影する映像と音声を監督職員へWeb会議システム等を使用し、双方向の通信により会話しながら確認する。実施内容については、受発注者間の協議により決定するものとする。

イ 遠隔臨場に使用する動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ等)の資機材は受注者が準備するものとする。ウェアラブルカメラ等の資機材は、使用製品を限定するものではなく、一般的なAndroidやi-Phone等のモバイル端末を使用することも可能である。ただし、監督職員が使用するパソコン等の機器・ネットワーク環境に適合する資機材を使用するものとし、資機材の選定に当たっては監督職員から承諾を得ること。

なお、動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ等)の使用は、「段階確認」、「材料確認」及び「立会」だけではなく、現場不一致、事故などの報告時等でも活用効果が期待されることから、受注者の創意工夫等、自発的に実施する行為を妨げるものではない。

(2) 効果の検証

遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査を実施する場合は、調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

(3) 費用

遠隔臨場の実施に掛かる費用については、積上げ計上していないが、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領(案)」(令和5年3月)の内容に従い、遠隔臨場の実施に要する費用を設計変更の対象とする。

なお、遠隔臨場の実施方法については、施工計画書提出までの協議において提案するものとする。また、受注者はその費用について見積書を提出するものとする。

(4) 成績評定

遠隔臨場を実施した工事の成績評定は、考査項目「創意工夫」において、1点の加点とする。

第5条(電気保安技術者)

(1) 電気工作物に係る工事においては、電気保安技術者をおくものとする。

(2) 電気保安技術者は、次による。

(ア) 事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技

術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。

(イ) 一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第一種電気工事士又は第二種電気工事士の資格を有する者とする。

(3) 電気保安技術者の資格等を証明する資料を提出し、監督職員の承諾を受ける。

(4) 電気保安技術者は、監督職員の指示に従い、電気工作物の保安業務を行う。

第6条（鉛・PCB等の適正処理）

1 鉛等有害物を含有する塗料の剥離・かき落とし作業における健康障害防止について

「鉛等有害物を含有する塗料の剥離・かき落とし作業における労働者の健康障害防止について」平成26年5月30日に厚生労働省から通達が出されており、塗装の剥離等作業を請け負う事業者についての記載事項を遵守すること。

第7条（工事の周知徹底）

1 請負者は、工事着手前に「工事のお知らせ」等のビラを配布し、関係機関・周辺住民等に工期、通行止め等の期間及び現場責任者氏名並びに連絡先等の周知を図らなければならない。ビラの記載内容、配布先については、監督職員と協議すること。

2 横断歩道橋の通路部を撤去する際、通行止めを想定しているが、通行止めを行う場合は事前周知を行うこととし、横断幕、通行止めの予告看板の製作、設置を行うこと。横断幕、予告看板の記載内容、設置箇所については、監督職員と協議すること。

3 上記内容について、関係機関等との協議により変更があった場合は、監督職員の指示に従うこと。

4 請負者は、工事着手前に関係機関、地元住民等との調整を積極的に図らなければならない。地元説明会等の開催の要求があった場合は、監督職員の指示に従い誠意ある対応で臨むこと。

第8条（施工管理）

1 本工事の引渡し完了までの間、現場代理人は昼夜を問わず常時連絡が取れる体制をとること。

2 本工事の施工に先立ち、現場調査、測量を行い、施工実施数量を算出すること。

3 週間工程表等の工事の進捗に係る資料を作成し、前週末曜日の午後5時までに監督職員に提出すること。その様式については、受注者により定め、監督職員の承諾を得るものとする。

また、関係機関（所轄の消防署、まち美化事務所等）に週間工程表の提出を求められた場合には、監督職員に提出した週間工程表の写しを受注者において、関係機関に提出すること。

4 工事施工範囲付近にある民家・会社・営業店舗・施設・通行車両・自転車・歩行者等については、工事施工時間及び日時について連絡を密にして、営業等に支障が起らないように十分に配慮して作業を行うこと。また、建設機械等使用時において、騒音・振動には十分注意して施工すること。

5 施工上でのトラブルが生じた場合には、受注者の責任において処理し、監督職員に報告すること。

また、地域住民及び営業車両等からの苦情・要望等に対しては、速やかに監督職員に報告し、その指示に従うこと。

6 受注者は、施工に際して工事現場内又はその隣接敷地若しくは付近道路において、工作物または通行人等に与えた損害や、民有又は官有の施設を破損した場合は、受注者の費用負担で原状に復旧しなければならない。また、資材・機器材、土砂などの搬入、搬出その他により道路を汚損した場合は、受注者の責任において監督職員の指示に従い補修・清掃を行うこと。